

## 令和2年度日本大学事業部奨学生募集要項

### 1 日本大学事業部奨学生

日本大学事業部奨学金給付規程に基づき、奨学金を受ける者を日本大学事業部奨学生（以下「奨学生」という）という。

### 2 応募資格

奨学生は、日本大学学部又は短期大学部（以下「学部等」という）に在学中の学生で、次の条件を備えているものとする。

なお、本学の他の奨学金との併給も可能とする。

- ① 経済的理由により学費等の支弁が困難であり、父母の収入・所得金額を合算した金額が以下の(1)又は(2)の条件を満たすこと。家族構成によっては、それに代わる主たる家計支持者の収入・所得金額が(1)又は(2)であること。

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| (1) 給与所得者の場合    | 800万円以下       |
| (2) 給与所得以外の者の場合 | 350万円以下であること。 |

- ② 学業成績が優秀で、人物が優れていること。

### 3 採用予定人数 14名

### 4 奨学金の給付額等

- ① 給付額 年額10万円
- ② 給付期間 当該年度1か年とする。（ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。）
- ③ 給付方法 届出口座への振込とする。

### 5 申請方法

#### ① 提出書類

- (1) 奨学金申請書（所定の書式）

**※税込年収（給与所得者）、※所得金額（給与所得者以外）は記入しないこと。**

- (2) 市区町村役場が発行した、父母両方の最新（令和元年分）の所得証明書。

- (3) 成績証明書 ※歯学部で用意するため添付不要

#### ② 提出先

歯学部学生課

#### ③ 提出方法

学生課窓口または郵送

#### ③ 提出締切日

令和2年9月4日（金） 歯学部学生課必着

### 6 奨学生の選考及び決定

資格審査の後、学部長等が推薦した候補者について、日本大学事業部奨学生選考委員会の議を経て、大学が決定する。

#### 7 奨学金の給付停止及び返還

奨学生選考委員会が、次の各号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、大学は、奨学金の給付を停止又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 学業成績又は操行が著しく不良となったとき。

#### 8 問い合わせ先

歯学部学生課

〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台1-8-13

メールアドレス：[de.student@nihon-u.ac.jp](mailto:de.student@nihon-u.ac.jp)

※電話でのお問い合わせは御遠慮ください。

以 上